

群会議の話題

第422号

2020年6月8日発行
大田区西蒲田6-17-4
東京土建大田支部
TEL 3731-5527
FAX 3735-1537
HP. <http://doken-ota.jp>
メール. info@doken-ota.jp
©6月1日組織人員
現在4,529人

今月のテーマ

新型コロナウイルスに対する警戒は緩めず 熱中症には注意しよう！

【緊急事態宣言解除】

4月8日の政府による緊急事態宣言発出を受けて、大田支部としては、いわゆる「3つの密」を避けながら、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ取り組みをすすめてきました。主に、申請書類関係の郵送対応と群会議の実施方法の変更が中心ですが、支部・分会の緊急的な対応に協力いただき、組合員の皆さんに感謝を申し上げます。

それから約1月半が経過した5月25日に政府から、5都道県（北海道、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）に対する緊急事態宣言が解除されました。同日付けで東京都の対策本部会議が開催され、5月26日午前0時から、東京都では「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」に則り、段階的に新しい日常生活を取り戻すための自粛要請緩和が始まっています。

【熱中症に注意しよう！】

6月に入り蒸し暑い日が続いています

が、新型コロナウイルスに対する警戒は、継続していかねばなりません。しかし、マスクをしていると、マスクをしていない場合よりも熱中症のリスクが高くなると言われており、これからの時期は例年にも増してこまめに水分補給をするなど熱中症への注意が必要です。

【気を緩めずにごんばりましょう！】

本紙では引き続き、緊急の給付や融資制度を下面に掲載しています。依然として厳しい状況が続きますが、利用できる制度は利用してこの苦境を乗り越えましょう！なお、各相談窓口は混雑を避けるため予約制となっている場合もありますので、事前に各相談窓口へ電話連絡等を行いたうえで、利用されるよう気を付けてください。

また、大田支部への手続きにつきましては、6月以降も引き続き急ぎでない用件については、郵送対応に協力をお願いいたします。今月も、コロナに対する気を緩めずにごんばりましょう！

◆融資制度相談・申し込み先◆

*事業資金

◎大田区中小企業融資あっせん「新型コロナウイルス対策特別資金」
融資限度額：5000万円 返済期間：108か月以内
利率：1.5%以下（区が全額負担のため本人利息なし）
申込期限：6月30日
申込先：大田区産業振興課（南蒲田1-20-20・大田区産業プラザP102階）、問い合わせ先：3733-6185
https://www.city.ota.tokyo.jp/smph/sangyo/topics/shingatakotona_virusutaisaku.html

◎東京都の事業主支援策

税金・公共料金等の支払猶予等、相談あっせん先
<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>

◎経済産業省の「持続化給付金」

前年同月比売り上げ50%以上減の場合に
1) 個人事業者に最大100万円の給付
2) 法人事業者に最大200万円の給付
<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>
問い合わせ先：0120-115-570または6831-0613

*生活資金

◎中央労働金庫

1) 生活資金融資制度（従業員向け）
最高100万円、最長5年、金利1.8%（都が利子負担、実質なし）
必要書類：免許証、健康保険証、源泉徴収票、実印、印鑑証明書
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/kansensyo/yushi/>
2) 緊急生活応援ローン（事業主・一人親方・従業員向け） *支部独自提携
最高100万円、最長10年、金利1.5%（金利1年目のみ支部負担・後払い）

必要書類：免許証、健康保険証、確定申告書3年分

申込先：労金蒲田支店（蒲田5-13-23）

問い合わせ先：3738-6251

◎大田社会福祉協議会

- 1) 緊急小口資金 最高20万円、最長2年、無利子
- 2) 総合支援資金 最高20万円、最長10年、無利子

申込先：大田社協事務所（西蒲田7-49-2・大田区社会福祉センター6階）

問い合わせ先：3736-7777（申込み殺到により事前予約必要）
<https://www.ota-shakyo.jp/service/03/seikatsufukushi>（大田社会福祉協議会）

<https://www.tcs.w.tvac.or.jp/>（東京都社会福祉協議会）

◎小学校休業等対応支援金（手間請一人親方）

小学校等の子どもの世話をを行うため、契約した仕事ができなくなった際の支援金

必要書類：世帯全員住民票原本、小学校等からのメール、連絡帳等
契約書、発注者とのやり取りが分かる電子メール等、
問合せ先：学校等休業助成金・支援金受付センター（厚生労働省委託）
0120-60-3999（土日・祝日含む9時～21時）

制度詳細、申込書一式はホームページへ

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10231.html

◎東京都の個人支援策

税金・公共料金等の支払猶予等、相談あっせん先
<https://covid19.supportnavi.metro.tokyo.lg.jp/>

◎支部互助制度・生活資金一時貸付

最高10万円、事務手数料2千円、最高3ヵ月
加入3年以上で20年3月まで過去1年間、組合費完納であること
実印、印鑑証明